

鳥取県告示第571号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成23年10月7日から同月24日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治